

# メディア規制・国民に対する周知広報について

2006(平成18)年11月7日

日本弁護士連合会

はじめに

憲法改正案についてのメディアにおける意見広告、国民に対する周知広報については、主権者である国民が、的確な情報に基づいて自主的な判断をなすよう、賛成意見、反対意見が公平、平等に広告され、周知広報されるべきである。

## 1 メディアにおける意見広告

憲法改正案についてのメディアとりわけテレビ、ラジオ、新聞を利用した意見広告については、賛成意見も反対意見も、同等の時間、同等の回数の放送や広告を利用できるようにすべきである。

## 2 投票日直前の放送規制

与党案、民主党案では、投票の7日前からは、政党等によるものを除いては、テレビやラジオを利用した広報活動が一切禁止されている。テレビやラジオが、国民の情報取得の大きな手段であることを考えたとき、投票直前にこれらを利用した広報活動の一切を禁止することは、主権者たる国民の正しい判断の途を著しく損ねることにもなりかねず、到底許されないというべきである。

## 3 政党にのみ無料広告を認めること

与党案・民主党案は、政党等が無償で、テレビ、ラジオの放送による広報活動、新聞広告を行うことができているが、政党等以外の団体や市民も、無料で放送や新聞広告による広報活動ができるようにするための工夫も検討されるべきである。

## 4 無料広告枠の割当基準

与党案も民主党案も、無料広告の放送時間や広告回数は、当該政党等に属する議員の数をふまえて、広報協議会が定めるものとしているが、賛成意見も反対意見も、同等の時間、同等の回数の放送や広告が利用できるようにするべきであるとともに、前記のとおり、政党等以外の団体や市民も利用できるような工夫も検討されるべきである。

## 5 広報協議会の設置・構成

広報協議会を国会に設置することは評価しうる。ただし、与党案・民主党案は、広報協議会は各会派の所属議員数を踏まえて各会派に割り当てるとしているが、これでは必然的に賛成派の議員が多数を占めることとなる。周知広報の公正性・平等性を担保するために、賛否の意見が平等に反映されるように委員を選出すべきであるとともに、外部委員の選任も検討するべきである。

## 6 国民投票公報の内容

国民投票公報は、発議された改正案の内容を周知させるだけでなく、改正案に対する賛否の内容を明らかにし、改正案の長所短所是非にかかわる問題点を国民の目線に立って正確かつ分かりやすく丁寧に、公正な立場から作成されるべきである。